

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

| | |
|---|------------------------------|
| 調 達 件 名 | 野外彫刻「牧歌の像」ほか2箇所ブロンズ像修繕・再設置業務 |
| 発 注 課 | 建設局土木部道路維持課 |
| 選 定 事 業 者 | (株)岡宮美術 |
| 随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） | |
| <p>札幌駅南口広場に設置されている野外彫刻「牧歌の像（作家：本郷新）」の台座に亀裂等が生じ、ブロンズ像に倒壊の恐れがあることから、昨年度、3体のブロンズ像及び台座を撤去していた。また、すすきの地区の路上にある2体のブロンズ作品についても同様に倒壊の恐れがあり、中央区土木部において撤去・保管を行っていた。</p> <p>当該野外彫刻の再設置にあたっては修繕が必要な状態であり、修繕を行うには当該作品の状況や構造を十分に理解したブロンズ作品の修繕に関して専門性の高い業者である必要がある。加えて、野外彫刻の保全等を所管する市民文化局文化振興課から、作家の遺族が修繕業者を指定していること、当該業者には高い復元力を有しており、採用すべき旨の助言があった。</p> <p>以上より、作家遺族が指定する業者以外には役務の提供が困難であること、また、当該業者は、札幌市登録業者であり、ブロンズ像の修繕実績がある唯一の業者（※市民文化局文化振興課に確認済み）であることから、(株)岡宮美術1社を指名する。</p> | |
| 根 拠 法 令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 決 定 日 | 令和3年4月21日 |